

津市単独補助事業【獣害対策関係】

津市農林水産部農林水産政策課

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
有害鳥獣防護 柵設置事業	農産物鳥獣害 対策事業補助 金	農産物の生産意 欲の向上及び生 産意欲の向上と安 定生産を図る	①農用地区域内の農地 ②原則、0.5中山間地域は、 0.3ha)以上かつ2戸以上 ※工事費、作業料、日当、委託 料は、対象外	電気柵、トタン柵、網 及び金網柵用原材料 等の購入費用	対象経費の1/2 (1申請につき100万 円を限度)	自治会、農業者 団体、農業従事 者等
	小規模農地鳥 獣害防止事業 補助金		現状が耕作可能な農地である こと。原則受益戸数要件を設 けない。ただし、水稻、麦、大 豆等を作付する場合で、該当 農地が他の農地と連担して一 体的に防護することが効果的 な場合は2戸以上とする。 ※工事費、作業料、日当、委託 料は、対象外		対象経費の1/2 (1申請につき8万円を 限度)	
わな猟免許取 得事業	わな猟免許取 得費等補助金	有害鳥獣捕獲者 の確保及び強化を 図る	免許取得後、猟友会に入会 し、3年以上有害鳥獣の捕 獲に従事	講習会受講料及びテキ スト代、受験手数料、医 師の診断書料、猟友会 入会料	対象経費の1/2 (1万4千円を限度)	農林業従事者、 猟友会会員、農 業共済加入者
有害鳥獣対策 推進事業	有害鳥獣対策 推進事業補助 金	地域ぐるみでの有 害鳥獣による被害 防止の推進	①農業者を中心とした地 域住民10人以上 ②規約等の定めがある	地域ぐるみでの有害鳥 獣による被害防止活動 に要する経費 (別途、運用基準あり)	対象経費の1/2 (20万円を限度)	地域ぐるみにより 獣害対策を推進 する団体
有害鳥獣捕獲 用檻設置事業	有害鳥獣捕獲 用檻設置費等 補助金	有害鳥獣による農 産物の被害を防止	①自治会若しくは、農業者を中 心とした地域住民10人以上 で、規約等の定めがある団体 又は猟友会の支部 ②わな猟免許を有する者に捕 獲檻の設置及び管理をさせ ることができること	有害鳥獣捕獲用檻の 購入費又は制作に係 る材料費	対象経費の1/2 (感知器付きの檻 7万5千円を限度) (感知器なしの檻 4万5千円を限度) (感知器のみ 3万円を限度)	自治会、農業者 団体の代表者、 猟友会の支部に 属する者